

病院内での営業活動について

令和6年5月 茨城県立中央病院

日頃から当院の病院運営についてご理解ご協力いただき誠にありがとうございます。
茨城県病院局では「茨城県病院局庁舎等管理規程」により、庁舎等の保全及び秩序の維持について定めているところです。

また、当院での事業者訪問活動については、「茨城県立中央病院事業者訪問規程」を定めております。

つきましては、訪問活動にあたっては下記事項をお守りいただきますよう、ご理解とご協力をお願いいたします。

記

1. 事業者の事前届出

○医師等当院職員を訪問し活動する場合は、事前に当院所定の訪問届出書を総務課へ提出願います。届け出の無い方の訪問活動は認めません。

(物品等の納入又は修繕等のために病院を訪問する事業者等、職員からの依頼に応じて訪問する事業者は届け出不要です。)

2. 訪問時間の対応

○病院を訪問した場合は、本館1階警備室において事業者訪問記録簿に必要事項を記入のうえ、製薬会社MRは赤色の訪問事業者証を、その他の事業者は青色の訪問事業者証を胸に着用願います。

○訪問時間と場所は、面談する職員との合意による時間と場所とします。

○訪問活動が終了した場合は、本館1階警備室に訪問事業者証を返却し、事業者訪問記録簿に退出時間を記入のうえ、退出願います。

3. 医師等当院職員への面談

○職員への面談を希望する事業者は、事前に面談を希望する職員に連絡し、訪問の予約を取った上で面談願います。

4. 緊急安全性情報等の提供

○緊急安全性情報・安全性速報等の緊急を要する安全性情報を提供する場合は、医薬品は薬剤局長に、医療機器は臨床工学技術科長に情報提供するとともに、職員等への情報提供等について指示を受けて下さい。

5. 訪問時の注意事項

○院内での訪問活動にあたり、次の事項に十分に注意願います。

- ・訪問活動にあたり、診療行為の妨げになるような行為や定められた場所以外での訪問活動等、病院運営に支障となる行為は行わないこと。
- ・訪問中は、訪問事業者証とともに、会社名及び氏名等を記載した名札を着用すること。
- ・訪問活動は、最小限の人数で行うこと。また、不特定又は複数の職員への活動は行わないこと。
- ・訪問中は、病院職員の指示に従うこと。
- ・これらに違反した場合は、訪問を認めないことがあります。

※訪問届出書及び面談を希望する職員への事前連絡方法については、病院代表電話から総務課担当までご連絡ください。